

議 長 確認印	
------------	--

総務文教常任委員会会議録

1 日 時	開会 平成 27 年 6 月 8 日 16 : 43 閉会 平成 27 年 6 月 8 日 16 : 58
2 場 所	委員会室
3 出席委員	藤田高志、鈴木茂、鈴木孝則、鈴木幸江、大縄武夫、鈴木道男
4 欠席委員	小林達信
5 出席要求者	なし
6 職務出席者	議会事務局長、書記
7 説明員	なし
8 付議事件	第 1 所管事務調査報告について
9 議事の経過	<p>副委員長：あいさつ（委員長不在であるがよろしく願います。）</p> <p>第 1 所管事務調査報告について</p> <p>副委員長：事務局から説明させる。</p> <p>事務局：先ほどの全員協議会で報告書について再度検討すべきとの意見がありそれに基づいてこの会議が開かれている。全協では町全体に広げる方向性を示すべきであるとのことであった。</p> <p>訂正の案を次のようにしてはどうか。</p> <p>「町全体に普及しているとは言い難い。今後これらが町民全体に広がるように努めるべきである。」</p> <p>副委員長：説明のとおりでよいか。</p> <p>鈴木（幸）委員：町全体に広げることが入ればよいと思う。</p> <p>副委員長：具体的対策は教育委員会で行うことになる。</p> <p>鈴木（幸）委員：学校の中では進められているだろうが、学校間のつながり、保護者間のつながりが必要になる。そのように進められれば良いと思う。</p> <p>副委員長：その点は一般質問等で対応してほしい。</p> <p>副委員長：提案のとおりでよいか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>事務局：具体的対応は教育委員会であるが、議会として取り組めるとすれば、保護者の方とに意見を聞くなどの機会を設け、議会の意思を伝えることは可能となろう。</p> <p>事務局：次にその他としてご報告する。請願の件である。請願は本委員会に付託されるが、請願者の委員会出席を打診したところ出席の意向があった。基本条例には請願者の求めに応じ意見を述べる機会を与えるようにしている。議運の決定で紹介議員を通じ意向を確認したが出席したいとのことであった。形式上は参考人の招致ということになる。</p> <p>大縄委員：請願内容はツルハドラッグの進出反対とのことであるがすでに建物は立ちつつある。請願にはどうかと思うが、受理しなければならないという。</p>

藤田（高）委員：私が紹介議員になった。請願者に確認したところ出席したいとのことであった。

事務局：審査日であるが議会初日になると思われる。

（異議なし）

副委員長：説明のとおりであるのでご承知願う。そのほかあるか。

鈴木（孝）委員：先ほどのPTAとの話であるが、意見交換会という形でやってはどうか。こちらからPTAに申し込むという形でやる方向で考えていきたい。

（「こちらから申し込むのはよい。」という人あり。）

副委員長：このように進めてよいか。総務委員会が所管して町PTAなどを行うこととしたい。

（異議なし）

副委員長：これで、議事を終了する。総務文教常任委員会を終わる。

副委員長：閉会

埴町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

平成 年 月 日

総務文教常任委員会 副委員長